

(別紙様式1)

公共調達 の 適正化 について (平成18年8月25日付財計第2017号) に 基づく 競争入札 に 係る 情報の 公表 (公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
該当なし									

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式2)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
該当なし										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式3)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度庁舎清掃業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1丁目16番地	R4.4.1	(株)クリル 長崎県佐世保市三浦 町1番15号 NSビル 2階	6310001007718	一般競争入札	2,499,200	1,760,000	70.42%	
令和4年度細島港監督船用船	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1丁目16番地	R4.4.1	東興海事(株) 宮崎県東臼杵郡門川 町大字門川尾末880 7番地58	6350001006393	一般競争入札	2,285,745	2,191,200	95.86%	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式4)

公共調達 of 適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
土地1, 871. 748㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1丁目16番地	R4.4.1	宮崎県	4000020450006	会計法29条の3 第4項 別紙のとおり	1,050,608	1,050,608	100.0%	—	
土地4, 254. 41㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1丁目16番地	R4.4.1	旭化成(株)延岡 支社 宮崎県延岡市旭 町2丁目1番地3	5120001059606	会計法29条の3 第4項 別紙のとおり	2,450,544	2,450,544	100.0%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随意契約理由書

1. 件名 土地1, 871.748㎡使用料

2. 相手先 宮崎県中部港湾事務所

3. 随意契約理由

本契約は、宮崎港湾・空港整備事務所庁舎等用地として使用するものである。

本地は昭和50年3月に庁舎を建設して以来、継続して使用しているため、他の土地では代替性がなく、使用について競争させることができない。

以上により、会計法第29条の3第4項に基づき宮崎県中部港湾事務所と随意契約を結ぶものである。

随意契約理由書

1. 件名 土地 4, 254.41㎡賃貸借

2. 相手方 旭化成株式会社延岡支社

3. 随意契約理由

本賃貸借は、細島港防波堤（南沖）に設置するブロックの仮置ヤードを借り上げるものである。

土地を賃貸借するにあたり、該当工事の施工場所より遠方の土地を賃貸借した場合には、今後、据付場所までブロックを運搬する際、多額の運搬費用が発生するうえ、工期にも影響が生じる。

このことから、細島港近隣においてブロック仮置に適した面積を有し、据付場所までの運搬経路を含めた地理的条件を全て満たす土地は、旭化成株式会社延岡支社が所有する当該土地を除いて他にない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするものである。